

平成 30 年 1 月 23 日

奈良県環境審議会
会長 久 隆浩 様

奈良県環境審議会
環境影響評価審査部会長 藤井 智康

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価方法書に対する意見について（報告）

平成 29 年 10 月 12 日付環政第 323 号により本審議会に諮問のあった「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設」（以下「都市計画対象事業」という。）に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、本部会において、奈良県環境影響評価技術指針等に沿って審議を行い、結論を得たので下記のとおり報告します。

記

方法書に記載された都市計画決定権者は天理市であり、都市計画対象事業の目的および内容は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市岩屋町 459 番 2 他（以下「都市計画対象事業実施区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画対象事業実施区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮し、環境影響評価その他の手続を行うこと。

また、環境影響評価準備書以降の図書においては、事業の進捗状況も踏まえ、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質について

ア 上層気象の調査について、調査期間を年4季、7日間の調査としているが、観測条件を十分検討した上で、調査・予測・評価を実施すること。

イ 施設の稼働による粉じん等について、粗大・リサイクル施設において予測・評価を実施すること。

2 騒音・振動・低周波音について

ア 騒音・振動の調査地点について、敷地境界、民家等との距離・位置関係を準備書に記載すること。

イ 低周波音の調査について、周辺民家近傍の現況を十分調査した上で、予測・評価を実施すること。

3 水質について

ア 降雨時における水質調査について、強い雨が降ると予測される条件でも、調査・予測・評価を実施すること。

4 動物・植物・生態系について

ア 魚類底生動物の調査地点について、選定理由を準備書に記載すること。

イ 植物の調査について、湿地及びため池の中の水草類についても調査を実施すること。

5 景観について

ア 景観デザインについて、完成形の配慮事項を整理し、準備書に記載すること。

6 その他事業計画について

ア 煙突の高さについては、自主規制値を十分達成できる条件で、景観にも配慮し、決定すること。